

自由金利型定期預金（愛称：プレ年金定期預金「夢の架け橋」）説明書

1. 商品名 (愛称)	自由金利型定期預金 (愛称) プレ年金定期預金「夢の架け橋 (ゆめのかげはし)」 < 単利型 >
2. お取扱い期間	・ 令和元年6月3日(月)～令和2年5月29日(金)
3. ご利用いただける方	・ 個人(個人事業主含む)で下記条件を満たす方 満55歳以上満65歳未満の方で、当金庫で公的年金の受取予約をいただける方 ※公的年金には国民年金・厚生年金・共済年金・労災年金・船員年金が含まれます。 前記以外の年金(国民年金基金・厚生年金基金など)は除きます。
4. 預入期間	・ 1年
5. 預入(受入) (1) 預入(受入)方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 一括預入 ・ 年金受給予定の店舗でのみお預入れできます。 ・ 1口1円以上1,000万円未満、お一人さまお預入れ総額1,000万円以内、また、お一人さま1店舗に限ります。 ※定期預金の満期または中途解約金からのお預入はできません。 (ただし、退職金特別定期預金および相続定期預金、5年熟成の満期分についてはお預入れいただけます。) ・ 1円単位
6. 払戻(支払)方法	・ 満期日以後に一括して支払います。
7. 利息 (1) 金利 (金利表示場所) (2) 利払方法 (頻度) (3) 計算方法 (4) 課税方式	・ 固定金利 店頭に表示している預入日のスーパー定期1年物の店頭表示金利 +年0.175%(預入時の金利を満期日の前日まで適用します。) ※適用金利については「窓口」でお問い合わせください。 ※本定期預金は定期預金の自動継続に伴い、本定期預金と同じプレ年金定期預金 「夢の架け橋」で継続を行いますので、満期時の金利を店頭等でご確認ください。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算 ・ 分離課税(税率20%) 平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別 所得税が追加課税されるため、20.315%(国税15.315%、地方税5%)の税金が かかります。
8. 手数料	—————
9. 付加できる特約事項	・ 「総合口座」でのお取り扱いができます。(成年後見制度ご利用の方はお取り扱い できません。) 貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.5%上乗せした利率。 ・ ATMでの取扱いはできません。 ・ マル優の取扱いはできます。
10. 中途解約の取扱い	・ この預金は満期日前には解約できません。やむをえず満期日前に解約する場合は、 その利息は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率 (小数点第4位以下は切捨てます)によって計算します。 6ヵ月未満……………解約日における普通預金の利率 6ヶ月以上1年未満…約定利率×50%(以下(イ)といいます) ※ただし上記によって計算された利率(イ)が預入日(継続をしたときは最後の 継続日)から解約日の前日までの日数(期間)に応じた預入日の店頭表示利率 (以下(ロ)といいます)を上回るときは(ロ)の利率を適用します。

<p>11. 苦情処理措置</p> <p>紛争解決措置</p>	<p>預金商品の苦情等は、当金庫営業日に営業店またはお客様相談室（9時～17時、電話：06-6412-5576）にお申し出ください。</p> <p>兵庫県弁護士会、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記お客様相談室または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。</p>
<p>12. その他参考となるべき事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公的年金を受給していない方が対象となります。 ・ 年金予約カードを提出していただいた店舗のみで取り扱い可能です。 ・ スーパーα等の金利優遇制度の対象外とさせていただきます。 ・ 利払い式でのお取扱いのため、普通預金の開設が必要になります。 ・ 預入者が満65歳に達した場合もしくは当金庫以外の金融機関で年金のお受取が判明した場合、自動継続の取扱いを中止させていただきます。 <p>（※なお、複数の年金受給権を有している方については、はじめに受給する年金が当金庫の受取である必要があります。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以降、プレ年金定期預金「夢の架け橋」の取り扱いを中止する場合がございます。なお、この場合は店頭に取り扱中止のお知らせのポスターを掲示します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその利息等が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息等が保護されます。）

（令和元年6月3日現在）